

# 山梨県公報

第千四百三十号

平成十五年

十一月十三日

木曜日

## 目次

### 告示

保安林の指定実施要件の変更予定……………七〇三

保安林の指定の解除……………七〇三

道路の区域変更……………七〇四

都市計画事業の事業計画の変更認可……………七〇四

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………七〇四

山梨東部地域森林計画の案の縦覧……………七〇四

富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧……………七〇五

富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧……………七〇五

開発行為に関する工事の完了について(三件)……………七〇五

### 教育委員会

山梨県公立高等学校及び山梨県立特殊教育諸学校入学者募集定員……………七〇五

### 公安委員会

遊技機の型式の検定……………七〇九

## 告示

### 山梨県告示第五百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である。

平成十五年十一月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

一(一) 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

塩山市大字上萩原字萩原山四七八三の二(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

塩山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

塩山市大字上萩原字萩原山四七八三の二(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

塩山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第五百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十五年十一月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 解除に係る保安林の所在場所

北巨摩郡高根町清里字念場原三五四五の六四〇二から三五四五の六四〇四まで、三

五四五の六四〇八

- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

山梨県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年十二月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 茅野小淵沢葎崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北巨摩郡小淵沢町大字松向字池田九四八番の一地先から 北巨摩郡長坂町大字中丸字笹尾海道三二六七番の三地先まで	旧	六・〇
	新	一・〇
	旧	二九八・八
	新	一九八・八

山梨県告示第五百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年十一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称  
中道町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
東八代都市計画公園事業一・二・一 号中道町しらい公園
- 三 事業施行期間

- 平成十三年一月二十九日から平成十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分  
平成十三年山梨県告示第二十六号の事業地のうち山梨県東八代郡中道町上曾根字徳林において事業地を変更する。
  - 2 使用の部分 なし

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十五年十月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 フィットネスアカデミー山梨
  - 2 代表者の氏名 高井道治
  - 3 主たる事務所の所在地 甲府市大里町千四十番地の一
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、不特定多数の住民に対して、心身の健康・スポーツ全般に関する事業を行い、健康づくりと青少年の健全育成などの地域住民の充実した生活に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十五年十月二十四日から同年十二月二十四日まで

● 山梨東部地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を改正する法律（平成十五年五月三十日法律第五十三号）附則第三条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正後の森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条の規定により、山梨東部地域森林計画を定めるので、同地域森林計画の案を山梨県富士北麓・東部地域振興局大月林務環境部、吉田林務環境部において、この公告の日から平成十五年十二月十三日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了す

る日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成十五年十一月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

● 富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧

森林法の一部を改正する法律（平成十五年五月三十日法律第五十三号）附則第三条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正後の森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条の規定により、富士川上流地域森林計画を変更するの、同地域森林計画の変更案を山梨県峡中地域振興局林務環境部、峡東地域振興局林務環境部及び峡北地域振興局林務環境部において、この公告の日から平成十五年十二月十三日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成十五年十一月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

● 富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧

森林法の一部を改正する法律（平成十五年五月三十日法律第五十三号）附則第三条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正後の森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条の規定により、富士川中流地域森林計画を変更するの、同地域森林計画の変更案を山梨県峡南地域振興局林務環境部及び富士北麓・東部地域振興局吉田林務環境部において、この公告の日から平成十五年十二月十三日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成十五年十一月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年十一月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南アルプス市鮎沢字北桜井八七九の一、八八〇の一、八八一、八八二、八八三、八八四、八八五、八八六、八八七、八八八の一、八八八の四、八九〇の一、八九一、八

九二及び八九三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南アルプス市小笠原四百五十五番地 巨摩野農業協同組合 代表理事 金丸敏範

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年十一月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡竜王町竜王新町字元免許一〇六五の一五、一〇六五の一六、一〇六六の一四、一〇七八の一、一〇七八の二、一〇七八の三、一〇七八の四、一〇七八の五、一〇七八の六、一〇七八の七、一〇七八の八、一〇七八の九、一〇七八の一〇及び一〇八三の三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡竜王町竜王新町百六十六番地 内藤春枝

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年十一月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

富士吉田市新倉字堀内一九四の一及び一九五並びに同市下吉田字堀内二七三三の六、二七三三の七、二七二四の一、二七二四の三、二七六四及び二七六五並びに字八重神二七六六の六及び二七六七の三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号 株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎

教育委員会

● 山梨県公立高等学校及び山梨県立特殊教育諸学校入学者募集定員

平成十六年度山梨県公立高等学校及び山梨県立特殊教育諸学校の入学者募集定員を次



全 県						全 県	石 和	全 県	身 延	全 県						全 県	市 川			
山梨園芸						石 和	石 和	身 延	身 延	峡 南						市 川	市 川			
食 品 化 学 科	農 業 土 木 科	園 芸 経 済 コー ス	生 物 工 学 コー ス	園 芸 科	園 芸 科	国 際 教 養 科	普 通 科		理 数 科	普 通 科		情 報 ビ ジ ネ ス 科	土 木 科	イ ン テ リ ア コー ス	建 築 コー ス	建 築 イ ン テ リ ア 科	電 子 機 械 科	英 語 科	普 通 科	
							外	内		外	内								外	内
(一)	(一)			(一)	(一)	(一)		(一)		(一)		(一)			(一)	(一)	(一)			
三〇	三〇	一五	一五	三〇	三〇	三五	八	一五二	三〇	六	一四	三〇	三〇	一五	一五	三〇	四〇	六	一四	
(四)						(一)	(四)	(一)	(三)	(一)	(三)						(一)	(三)		
一一〇						三五	一六〇	三〇	一一〇	三〇	九〇	四〇						二一〇		

都 留	全 県						全 県	上 野 原	全 県	全 県			全 県	東 山 梨					
桂	谷 村 工 業						上 野 原	上 野 原	都 留	塩 山			日 川	計	塩 山	山 梨			
普 通 科	建 設 科	デ ザ イン コー ス	環 境 化 学 コー ス	化 学 ・ デ ザ イン 科	電 子 情 報 科	機 械 シ ス テ ム 科	理 数 科	普 通 科		普 通 科	国 際 経 済 科	情 報 シ ス テ ム 科	商 業 科	普 通 科	普 通 科		う ち 英 語 総 合 コー ス	普 通 科	
								外	内						外	内			外
一〇	一九〇	三〇	一五	一五	三五	三五	三〇	八	一五二	(七)	三〇	三〇	三〇	(七)	二八〇	三三	四三七	「一」 「二」 「三」 「四」 「五」 「六」 「七」 「八」 「九」 「一〇」	「一」 「二」 「三」 「四」 「五」 「六」 「七」 「八」 「九」 「一〇」
(五)	(四)						(一)	(四)	(七)	(三)			(七)	(二)	(六)	(六)			
二〇〇	一一〇						三〇	一六〇	二八〇	九〇	二八〇			四六〇	二一〇	二一〇			



(通信制課程)

学 校 名	学 科 名	定 員	計
中 央	普 通 科	一〇〇	
	衛 生 看 護 科	一〇〇	二〇〇

(専攻科)

学 校 名	学 科 名	定 員	計
甲 府 工 業	建 築 科	(一) 三〇〇	
		(一) 三〇〇	三〇〇

(注) 定員欄及び計欄の( )は、学級数を示す。  
(特殊教育諸学校)

学 校 名	部	学 科 名	定 員	
甲 府 養 護	高 等 部	普 通 科	若 干 名	
		普 通 科 (重 複 障 害)	若 干 名	
		普 通 科 (重 複 障 害)	若 干 名	
		普 通 科	若 干 名	
		幼 稚 部		若 干 名
		高 等 部	普 通 科	若 干 名
		保 健 理 療 科	八	
		専 攻 科 ・ 保 健 理 療 科	八	
		専 攻 科 ・ 理 療 科	八	
		盲	高 等 部	普 通 科 (重 複 障 害)

### 公安委員会

あけぼの養護	高等部	普通科	八
わかば養護	高等部	普通科 (重複障害)	若干名
		普通科	三三
やまびこ養護	高等部	普通科 (重複障害)	若干名
		普通科	一六
ふじざくら養護	高等部	普通科 (重複障害)	若干名
		普通科	一六
かえで養護	高等部	普通科 (重複障害)	若干名
		普通科	二四

● 遊技機の型式の検定  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年十一月十二日までとする。  
平成十五年十一月十三日

山梨県公安委員会  
委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要
遊技機の種類及び区分	製造又は輸入業者名
型式名	検定番号

株式会社ミスホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	アンザイ ヒロコノ オウゴン ノヒホウ X	株式会社 ミスホ	三四〇六四九
株式会社エレコ 代表取締役 福田貞夫 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	オサルノ チヨウゴ クウエ	株式会社 エレコ	三四〇六五〇
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	デカダン ネット	株式会社 ネット	三四〇六〇〇
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	モットチ パリオ 30	株式会社 ネット	三四〇六一三
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	リオデカ Iニバル ネット	株式会社 ネット	三四〇六四一
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRサン ダーバー D2C	株式会社 藤商事	三〇〇六六一
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRサン ダーバー D2S	株式会社 藤商事	三〇〇六四四

株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRサン ダーバー D2Y	株式会社 藤商事	三〇〇六七七
株式会社オリンピア 代表取 締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一 番七号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	アントニ オイノキ ジンガ パチスロ キ	株式会社 オリンピ ア	三四〇六六四
株式会社オリンピア 代表取 締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一 番七号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	パニツク マウス ア	株式会 社 オリンピ ア	三四〇六七六
株式会社ソフィア 代表取締 役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 〇一番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRサン パムイチ ヨGS	株式会 社 ソフィア	三〇〇五〇六
株式会社ソフィア 代表取締 役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 〇一番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRサン パムイチ ヨGS2	株式会 社 ソフィア	三〇〇四九六
アイジーティージャパン株式 会社 代表取締役 泉義幸 東京都台東区松が谷一丁目三 番五号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ダンスナ イト	アイジ ー ティ ー ジ ヤ パ ン 株 式 会 社	三四〇六一四
株式会社三共 代表取締役	ぱちんこ遊技	CRフイ	株式会 社	三〇〇七二九

毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	機 規則第六条第 一号イ（別表 第二） 第一種特別電 動役物	ーパーク リムゾン フィア R X	三共	三二〇七七〇
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	機 規則第六条第 一号イ（別表 第二） 第二種特別電 動役物	キングス ターDX	株式会社 三共	三二〇七四一
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四 番五号	株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四 番五号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号（別表第 五）	バクザン	株式会社 ネット	三四〇四六六

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番